

## 危機対策本部会議

日 時：令和3年5月28日（金）9：28～10：03

場 所：3号館4階会議室

内 容：

- ・全国の動きとしては、緊急事態宣言が来月20日までの延長が政府の対策本部で検討される。
- ・また、長崎県においても、長崎市が発令している県独自の緊急事態宣言も1週間延長されることが検討される。
- ・本学の感染者等の状況を確認し、6月1日以降の対応について協議する。

### <本学感染者等の状況>

- ・学外での感染者4名については、保健所からの隔離解除。いずれも症状は落ち着いている。
- ・内、1名は気管が弱く、喘息が出ているため、可能な限り遠隔授業で対応となっている。
- ・新たに1名が発熱により、PCR検査を受検し、検査結果は陰性。自宅生で、遠隔授業により学内には来ていない。アルバイトを前日までし、PCR検査の受検したことはアルバイト先にも連絡済み。現在、胃腸炎で自宅療養。
- ・RSウイルス感染症や手足口病が流行っている。呼吸器症状がコロナと似ている。
- ・発熱などの症状があり、かかりつけ医がいない場合の連絡先（電話番号）が変更されたので、学生へ周知する。

### <6月1日以降の対応>

- ・講義については、通常通りの対面授業に戻す。教職員、学生へ周知する。
- ・やむを得ない事情により遠隔授業を実施する場合は、学生の受講利便性に配慮して行う。
- ・遠隔で行う場合の出席の取り扱いについては、対面と同等の成果が得られたと認められる場合は出席の扱いとする。
- ・教室の収容定員に対して受講生が多い場合は、教室変更を教務課へ相談する。
- ・体育実技については、教務部長と体育教員で相談した結果を体育教員より学生へ周知する。

### <その他の対応>

- ・6月に入って、遠隔授業の実施状況等について、科目担当者へアンケート調査を行う。
- ・サークル活動については、通常に戻すが、コロナ対策等についての活動計画書を提出させる。また、長崎県の独自宣言が1週間延長される見込みのため、その間は対外活動を自粛する。
- ・食堂・売店についても再開で業者へ要請する。再開に合わせて、学生への食事補助を進める。
- ・グラウンド外部貸出中の団体へは、同様に貸出中止を1週間延長する。
- ・県境を越える場合の対応については、従来通りの対応とする。

※緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の地区の他、直近1週間の人口10万人当たりの感染者数が10人以上の地区も準じるものとする。

※上記の地区からの帰崎後、原則2週間は自宅待機とする。ただし、帰崎後1週間で症状がなく、体温も平熱の場合は、自宅待機を解除するが、体調管理は引き続き行う。

- ・県外の学生・生徒（住民票が他県）の予防接種の取り扱いについては、情報を整理し、学生・生徒等への周知ができるようにする。